

令和4年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」 【令和5年度繰越分】の申請における留意事項

(1) 事業の仕組み等

- ①補助対象事業者は、都道府県・政令指定都市です。
- ②本事業のスケジュール等は別紙のとおりです。
- ③交付内定日から、令和6年3月31日までの間の取組を補助対象といたします。

(2) 申請について

①提出物

- ア 事業計画書一式
- イ 申請経費の根拠書類（様式自由）

※「交付申請書」等の提出については、交付内定後に別途案内いたします。
※その他必要に応じてスポーツ庁から関係書類の提出を求める場合があります。

②申請方法

提出物を電子メールにより以下③に示す宛先まで送付をお願いします。
※電子メールでの提出がどうしても困難な場合は、事前に以下③に示す担当部局に相談をお願いします。
※電子メール送信中の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負いません。
※受信確認の確認メールが提出後1営業日以上たっても届かない場合は、電話にて確認をお願いします。

③提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
スポーツ庁地域スポーツ課 地域運動部活動推進係
[TEL:03-5253-4111](tel:03-5253-4111)（内線 3954）
e-mail: tiikisport@mext.go.jp

④提出期限 令和5年3月15日（水） 17:00必着

⑤その他

- ・交付申請書等の作成費用については、申請する地方公共団体の負担とします。また、提出された交付申請書等については返却しません。
- ・提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の追加・差し替えは一切認めません。

(6) 問合せ先

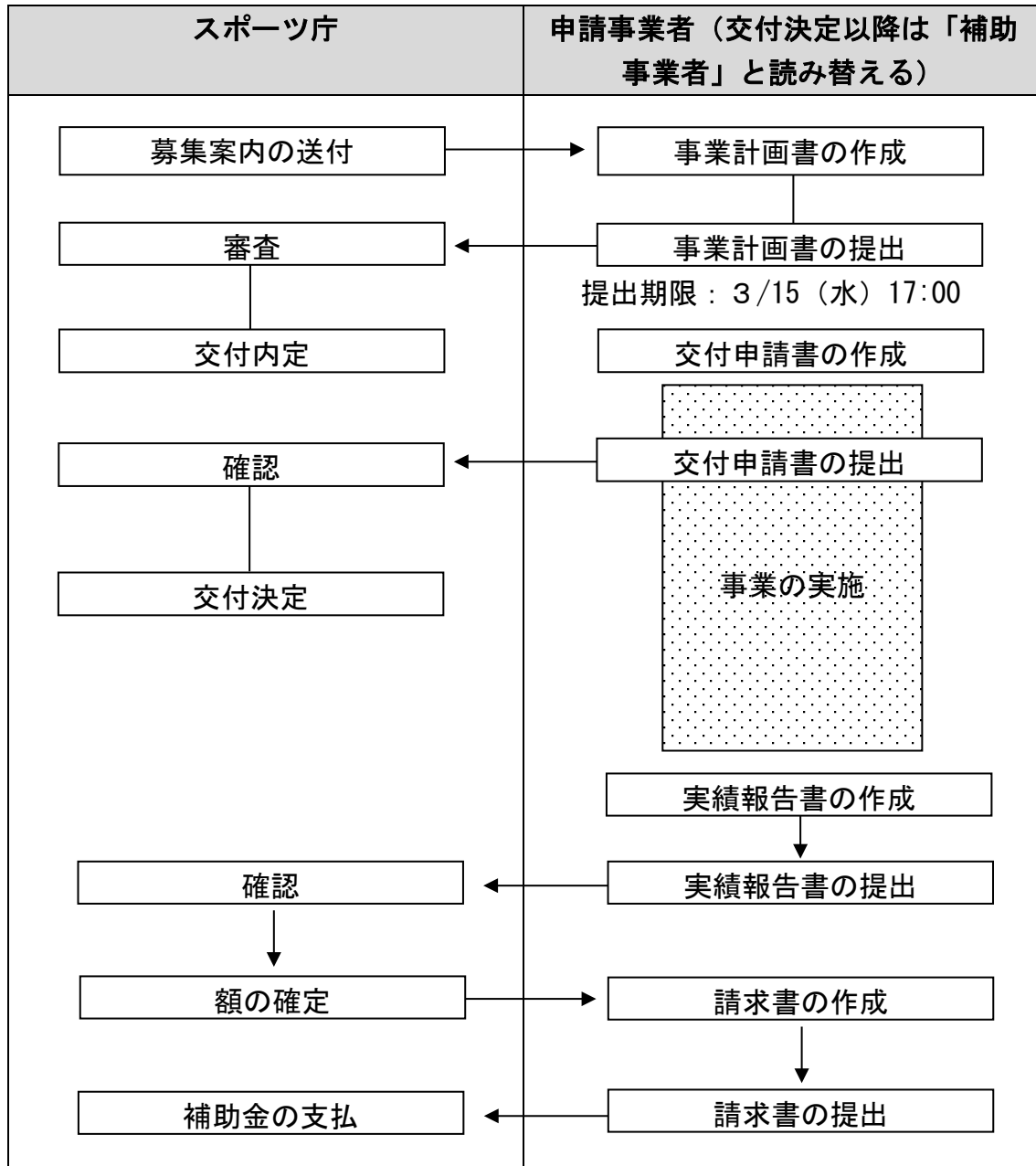
スポーツ庁地域スポーツ課 地域運動部活動推進係

[TEL:03-5253-4111](tel:03-5253-4111)（内線 3954）

e-mail : tiikisport@mext.go.jp

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答しかねます。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示します。

「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」に係る 公募スケジュール（イメージ）



※上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合がある。
 ※本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払う精算払を原則とする。ただし、必要があると認められる場合、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。